

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十五号）（県立学校人事課）

一 趣旨

学校職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度を設けるとともに、規定の整備を行うための改正

二 内容

- (一) 学校職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度を設ける規定を追加する。
- (二) その他規定の整備を行う。

三 施行期日

平成二十八年四月一日